

第5章 講じようとする施策／現状の課題及び検討・協議事項（案）

第1節 道路交通環境の整備

①交差点対策	*第1節(2)ク	継続
右折待ち車両による渋滞を緩和し、円滑な交通を確保。事業中箇所：松中団地南交差点、若葉台小西交差点。事業予定箇所：西砂町宮沢交差点。 ※第4次交差点すいすいプラン（令和7年度から令和16年度）		
②自転車走行環境整備・維持管理・改善・周知	*第1節(3)	継続
「自転車は車道の左側を通行」が原則というルールの周知を目的として、車道左側の歩道寄りに自転車ナビマーク・自転車ナビラインを設置していく。既存のナビマーク・ナビラインの維持管理も重視しながら新たな路線への進めるとともに、広幅員の道路には自転車専用通行帯の整備を検討。 ※「立川市第2次自転車活用推進計画」（令和7年度から令和11年度）		
③ゾーン30	*第1節(4)ウ(ウ)	継続
生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保することを目的とした交通安全対策。区域（ゾーン）を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、その他の交通安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内におけるクルマの走行速度や通り抜けを抑制。若葉町1丁目、柴崎町2丁目・3丁目、錦町3丁目・4丁目・6丁目（国立市青柳3丁目）		

第2節 交通安全意識の啓発

①自転車安全運転免許証	*第2節(2)イ	継続
小学3年生対象。自転車交通安全教室（自転車の安全な乗り方や交通ルールとマナーについての講義と実技）。対象学年と実施方法の検討。		
②東京都自転車安全学習アプリ「輪トレ」	*第2節(2)ウ	継続
令和7年度より各中学校で使用しているタブレットにダウンロードし、交通安全教育に活用。実際の活用方法について、各中学校の現状を把握。		
③自転車交通安全教室（スケアード・ストレイト方式）	*第2節(2)ウ	継続
中学生対象。実際に発生した交通死亡事故の状況等をスタントマンが再現し、参加者自身が事故の原因を考えることを通し、事故に遭わない、事故を起こさないために安全な行動を学ぶ。各中学校3年に1回実施。有効性の検討。		
④通学路の交通安全対策	*第2節(4)ウ	充実
<ul style="list-style-type: none"> 通学路旗振り誘導ルール 小学校通学路での保護者等による旗振り誘導について、ルールづくりの検討。市内では西砂小学校（PTA）が作成し活用。他市では、羽村市、日野市など一部で作成。 <ul style="list-style-type: none"> 事業者通学路見守りボランティア事業 児童の登下校時に可能な範囲でボランティアとして市内事業者が見守り活動に参加でき		

<p>る枠組み。緩いボランティアとして可能な範囲で参加、通勤と同時に見守り・事業所敷地内での見守りなど。令和8年2月、試行実施（1社）。4月、本格実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・馬出しボランティア <p>小学生の登校時にスクールゾーンに車が侵入しないよう、通学路の入り口や交差点に交通規制の柵（＝馬）を置くが、地域住民や保護者の参加（人員確保）が困難な状況。</p>
<p>⑤包括連携協定に基づく協同事業（あいおいニッセイ同和損保㈱）*第2節（3）・（4） 充実</p> <p>官民連携により、平成30年6月に協定締結。主な協働分野は、防災・減災、<u>交通安全</u>、中小企業支援、福祉など。保育園児向け交通安全教室（公立保育園）の取組事例有り。交通安全対策に関する課題解決支援メニューの提案・実施。</p>
<p>⑥外国人に対する交通安全啓発・周知 *第2節（4） 新規</p> <p>外国人に対して基本的な交通ルール等を周知・啓発。交通安全に関する啓発等の要望やニーズを把握。</p>
<p>⑦自転車運転者への交通安全教育 *第2節（5）ウ 継続</p> <p>自転車運転上の危険を安全に体験できる「自転車シミュレータ」を用いた講習を推進。くらしフェスタで実施。東京都、くらし相談課（消費生活センター係）との連携。</p>
<p>⑧新たなモビリティ利用者等に対する普及・啓発 *第2節（5） 新規</p> <p>電動キックボードをはじめ新たなモビリティ利用者、事業者、販売店に対し、交通ルールの指導・普及、啓発を推進。</p>
<p>⑨デリバリー目的の自転車利用者に対する普及・啓発 *第2節（5） 新規</p> <p>デリバリー目的の自転車利用者に対して、その事業形態に応じて、事業者と連携し指導及び普及・啓発を推進。</p>
<p>⑩交通安全協会及び交通少年団への加入の促進 *第2節（6） 継続</p> <p>広報たちかわ 令和5年（2023年）9月25日号 「自転車事故に遭わない・起こさないための5カ条」 広報たちかわ 令和7年（2025年）11月25日号 特集「交通少年団と学ぼう 自転車安全5つの約束」</p>
<p>⑪立川競輪場とのコラボ事業 *第2節（6） 充実</p> <p>競輪選手による「自転車に乗れない小学生のための自転車教室」ほか、立川競輪場、立川警察署、交通企画課とのコラボ事業企画を検討。啓発チラシ作成。</p>

第3節 道路交通秩序の維持

<p>①自転車駐輪環境の整備 *第3節（1）イ 充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅にゆとりをもたせた駐輪スペースへの移行 <p>大型専用エリアやラックを設置しない平置きエリアの拡充、ラック幅の見直し等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回遊性向上のための自転車駐車場のあり方を検討 ・無料自転車駐車場の有料化による環境整備

<ul style="list-style-type: none"> ・多様な自転車が利用しやすい環境整備 チャイルドシート付電動アシスト等の大型自転車、スタンドのない自転車、ファットバイクのようなタイヤの太い自転車等	
②放置自転車対策	*第3節(1)ウ 充実
<ul style="list-style-type: none"> ・放置された自転車に対する対策 放置自転車の台数は減少傾向が継続しているものの、夕方から夜間の放置自転車等、依然として対策すべき放置自転車問題が残されている。撤去体制の見直しや運用の変更等を検討。	
<ul style="list-style-type: none"> ・放置させないための対策 放置させないための対策・取組の検討。多くの放置自転車が見受けられる商業施設等に対して責任を持った対策の検討等を働きかける。	
③自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入	*第3節(3) 新規
「道路交通法の一部を改正する法律」（令和6年法律第34号）が令和8年4月1日から施行され、16歳以上の者が行った自転車の一定の交通違反に交通反則通告制度（青切符）が導入。	
④生活道路における法定速度引き下げ	*第3節(3) 新規
改正道路交通法施行令の施行により、生活道路における自動車の法定速度が60キロメートル毎時から30キロメートル毎時に引き下げ。	
※「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような道路のこと。	
※令和8年9月1日から施行。	

(目安)

継続	内容の検討
充実	継続+α
新規	新規事業

